

せいり ばんごう 整理番号	4-8-1	そうだん 相談レベル	2
ぶん るい 分類	ざいりゆう しかく てつづき 在留資格&手続き		
こう もく 項目	りこん 離婚するとき		
ない よう 内容	きようぎ りこん 協議離婚		

基礎知識

結婚の要件と同様に離婚についてもその人の国籍国の法律により決められます。協議離婚の認められない国もありますので、注意が必要です。条約難民の離婚の方法は、日本の法律が適用されます。また、未成年の子供のいる場合は、子供の親権をどちらにするか決めねばなりません。

⇒ 在日大使館&領事館 13-3-6へ

そうだんしゃ 相談者	ほんにん どうし りこん いし ばあい りこん てつづき おし 本人同士が離婚の意思がある場合の離婚の手続きを教えてください。
かいどうしゃ 回答者	きようぎ りこん い たが はな あ りこん ごうい しく ちょうそんまどぐち そな 協議離婚と言い、互いの話し合いで離婚することに合意すれば、市区町村窓口 に備え付けの離婚届に夫婦双方と成人の証人2人が署名押印(外国人の場合は署名のみ)し て、市区町村に提出して受理されれば離婚が成立します。

せいり ばんごう 整理番号	4-8-2	そうだん 相談レベル	2
ぶん るい 分類	ざいりゆう しかく てつづき 在留資格&手続き		
こう もく 項目	りこん 離婚するとき		
ない よう 内容	ちょうてい りこん 調停離婚		

そうだんしゃ 相談者	ほんにん どうし りこん はな あ ばあい りこん てつづき おし 本人同士で離婚の話し合いがつかない場合の離婚の手続きを教えてください。
かいどうしゃ 回答者	ちょうてい りこん い ふうふ あいだ りこん ごうい ばあい あいて いし 調停離婚と言い、夫婦の間で離婚の合意ができない場合や、相手の意思がはっきりしない 場合に、相手方の居住地を管轄する家庭裁判所に申し立てて、裁判官と2人の調停委 員が、夫婦の話を別々に聞いて調停する方法です。費用(収入印紙1,200円と連絡用の 切手代など)や時間もあまりかからず、夫婦の関係の相談や調整も行い、弁護士を頼む 必要ありません。

せいり ばんごう 整理番号	4-8-3	そうだん 相談レベル	2
ぶん るい 分類	ざいりゆう しかく てつづき 在留資格&手続き		
こう もく 項目	りこん 離婚するとき		
ない よう 内容	さいばん りこん 裁判離婚		

そうだんしゃ 相談者	かてい さいばんしょ ちょうてい かいけつ ばあい りこん てつづき 家庭裁判所の調停でも解決できない場合の離婚の手続きはどうなりますか？
かいどうしゃ 回答者	さいばん りこん い きよじゅうち かんかつ ちほう さいばんしょ ていそ べんごし いら 裁判離婚と言い、居住地を管轄する地方裁判所に提訴することになります。弁護士を依 頼しなければならぬわけではありませんが、弁護士を依頼しないと手続きは難しいと思 います。弁護士の選任や費用のことは弁護士会や財団法人法律扶助協会神奈川県支 部(横浜市中区日本大通9 電話045-211-7702)とご相談ください。 ⇒ 横浜弁護士会 13-8-1へ